

# 父親の子育て、応援します！

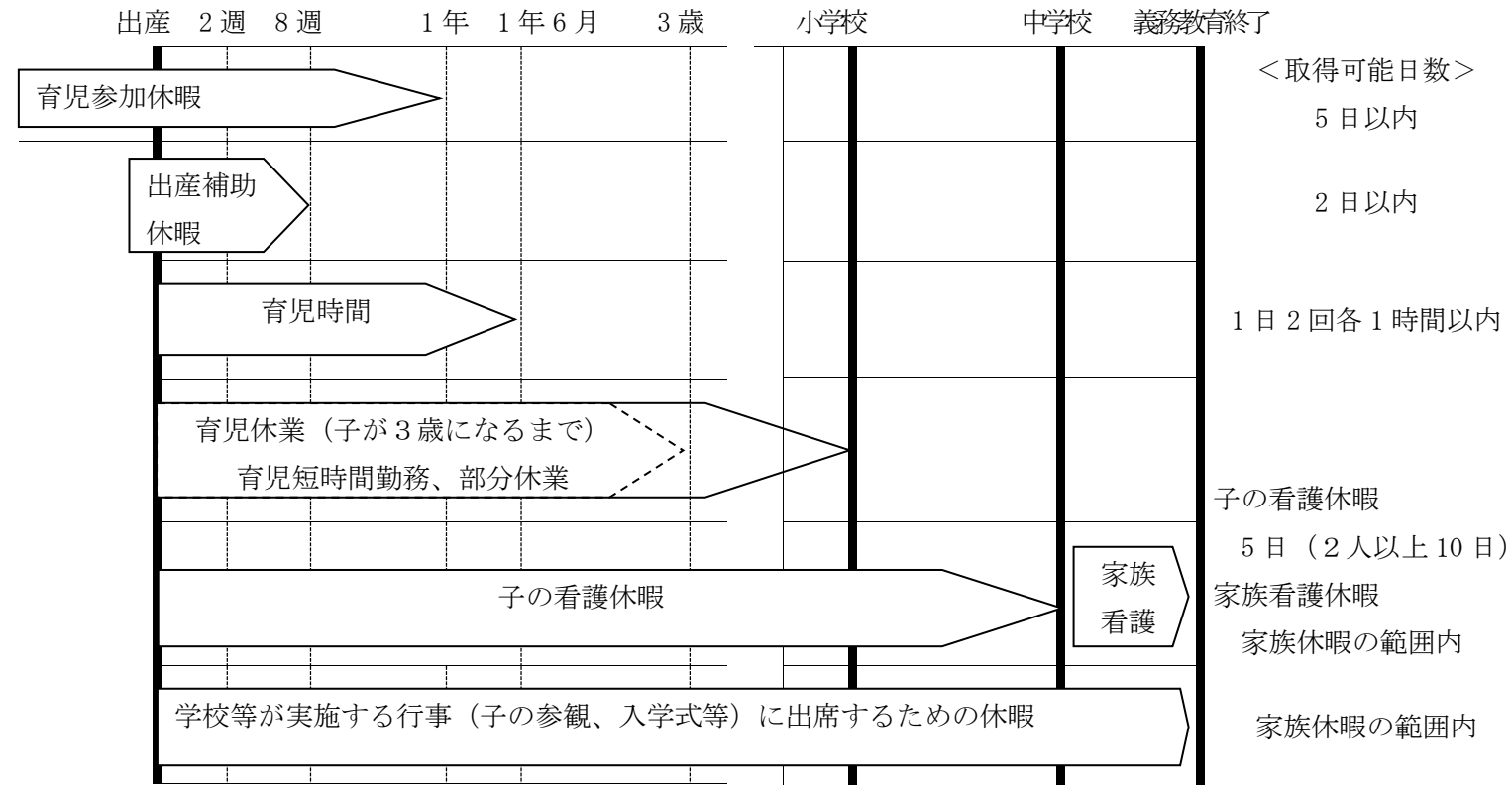


「はぐみん」は愛知県の子育て応援マスコット・キャラクターです。「育み・育む」という言葉と、抱きしめるという意味をもつ「Hug」という言葉から命名されました。

所属名：

氏名：

## 1 休暇等の制度



## 父親になる・子育て中

愛知県では、職員が安心して仕事をしながら子どもを生き育てることができる職場の実現のために、職員が様々なかたちで子育てに参加できるような環境整備を行ってきました。

その結果、男性職員の育児に係る休暇の取得率は9割を超えてきています。

（2022年度 93.7%）

また、男性職員の育児休業の取得率も増加傾向にあります。

（2022年度 60.1%）

育児休業等に不安を抱かれている方もこの「働く父親のためのハンドブック」をご覧ください、今まで以上に子育てへの関心を深めていただければと考えています。

職場ではそれぞれが持つ能力を最大限に生かして仕事を行い、プライベートでは、家族と助け合いながら毎日をくらししていく。

このハンドブックが少しでもあなたの毎日の暮らしの助けになれば幸いです。どうぞご活用ください。

## 1-2 利用できる休暇等の制度（解説）

### ①育児参加休暇

職員の妻が出産するとき、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する場合に取得できる休暇です。日／時間で取得可。

### ②妻の出産補助休暇

妻の出産に伴い入院中の世話、子の出生の届出等を行う場合に取得できる休暇です。日／時間で取得可。

### ③育児時間

生後1年6月に達しない子を育てる場合（当該子の母がその子を常態として育てることができる職員を除く。）に取得できる休暇です。時間／分で取得可。

→添付書類：育児時間を必要とする理由書

### ④育児休業

3歳に満たない子を養育するため、育児休業することができます。妻が専業主婦や育休中でも取得可。

→申請書：育児休業承認請求書、出生証明書等

### ⑤育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育

児短時間勤務をすることができます。

→申請書：育児短時間勤務承認請求書、育児短時間勤務計画書、出生証明書等

### ⑥部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内（30分単位）で部分休業をすることができます。

→申請書：部分休業承認請求書、出生証明書等

※なお、部分休業と時差出勤を組み合わせると勤務することも可能です。

### ⑦子の看護休暇

負傷し又は疾病にかかった中学校就学の始期に達するまでの子の世話を行う場合、子に予防接種・健康診断を受けさせる場合に取得できる休暇です。日／時間で取得可。

### ⑧家族看護休暇

負傷し又は疾病にかかった家族（子）の看護をするために取得できる休暇です。日／時間で取得可。

### ⑨子の参観

子の在籍する学校等が実施する行事に出席する場合に取得できる休暇です。日／時間で取得可。

→添付書類：実施を証明する文書（学校からの通知文等）の提示

## ★ 子育て行事スケジュール（メモ）

行事	予定	備考
お七夜	年 月 日	
お宮参り	年 月 日	
乳児健診	年 月 日	
1歳誕生日	年 月 日	
1歳6か月健診	年 月 日	
七五三	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

## ☆ 子育て連絡先メモ ☆

○子どもが病気になったら！  
▼かかりつけの病院・診療所

電話

▼救急医療機関 小児救急電話相談（毎日19～23時）  
#8000 か 052-962-9900

電話

※「こどもの救急」<http://kodomo-qa.jp>では症状に応じた対応を確認できます。

○子どもの所在地  
▼保育所・幼稚園・小学校・学童保育等

電話

## 2 出産後の主要な手続き一覧

手続	出生届	扶養手当	児童手当
提出先	市区町村	総務事務センター	
必要書類	・出生届 ・出生証明書 ※詳しくは市区町村へ	・扶養手当(登録)★ ・続柄が記載された住民票等	・児童手当(登録)★ ・世帯全員の続柄がわかる住民票 ・所得証明書
金額	—	月額 10,000 円	月額 15,000 円 (3歳未満) ※
その他	出生の日から14日以内に提出が必要	・事実発生日の属する月の翌月(月の初日のときはその月)から支給 ※1 ○「給与」→「扶養手当」	・請求日の属する月の翌月分から支給 ※3 ・増額の場合は、所得証明書は不要 ○「児童手当」→「児童手当」

※1 事実発生日の翌日から15日経過後に届出した場合は、届出受理日の属する月の翌月分から支給

※2 3歳以上小学校修了前 月額 10,000 円 (第1・2子)  
月額 15,000 円 (第3子以降)  
中学生 月額 10,000 円 (一律)  
特例給付の場合 (一律) 月額 5,000 円 (一律)

所得上限限度額を超過する場合は支給対象外  
※3 月の後半に出生した場合で、出生日の翌日から15日以内に請求をしたときは、出生日が属する月の翌月分から支給  
月の初日に生まれた子ども、翌月分から支給(扶養手当とは取扱いが異なる。)

## 3 子育て中の給与制度の仕組み

	育児休業中	育児短時間勤務	部分休業
給料	支給しません ※育児休業手当金の支給あり	勤務時間数に応じた額	休業時間分を翌月に減額
地域手当	支給しません	勤務時間数に応じた額	休業時間分を翌月に減額
扶養・住居手当	支給しません	減額されません	減額されません
期末・勤勉手当	算定期間内に勤務した期間があれば、実績に応じ支給	勤務時間数を考慮して在職期間を算定	算定期間内の休業取得日が90日を超える場合は、勤勉手当を減額
退職手当	当該期間の一部を勤続期間から除算		減額されません

総務事務システムで直接入力するものには★を、ダウンロードするものには☆をつけています。(○は総務事務システムの項目)

手続	扶養認定(保険証)	出産費・家族出産費(附加金)	育児休業手当金
提出先	総務事務センター		
必要書類	・被扶養者申告書★	・出産費等請求(登録)★ ・面接支払制度の合意文書の写し ・明細書の写し及び領収書の写し ・出産年月日、児数が確認できる書類(明細書で確認できる場合は不要)	・育児休業手当金(登録)★ ・辞令の写し ・給与支払証明書
金額	—	500千円(出産費) 30千円(附加金)	日額×日数
その他	・扶養手当を申請しない→戸籍謄本、扶養理由書等要 ○「福利厚生」→「福利厚生(知事)」→「組合員証」→「被扶養者申告書(認定・取消)」	・直接支払制度利用せず→出産証明書等★要 ・附加金は請求により自動払い ○「福利厚生」→「福利厚生(知事)」→「給付金」→「出産費請求」	・子が1歳に達する日までに支給(延長の場合は、別途手続必要) ○「福利厚生」→「福利厚生(知事)」→「給付金」→「育児休業手当金(休業中)請求」

※なお、育児休業の場合は、共済の掛金を免除する手続きが必要になります。また、育児短時間勤務、部分休業の場合は、職員からの申し出により標準報酬月額を改定することができます。○「基本機能」→「帳票ダウンロード」→区分「福利厚生(知事)」⇒「育児休業掛金免除申出書」「標準報酬育児休業等・産前産後休業終了時改定申出書」「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を総務事務センターまで。

## 4 本県が行っている子育て応援の仕組み

### ①時間外勤務及び深夜業の制限

職員が請求した場合には、下記の時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。)や深夜勤務をさせてはならないこととしています。  
(ア) 3歳未満の子を養育する場合  
全ての時間外勤務  
(イ) 小学校就学までの子を養育する場合  
24時間/月、150時間/年超の時間外勤務  
深夜勤務(22時～5時までの間における勤務)

### ②時差出勤

10パターンの時差出勤を行うことができます。

### ③全庁一斉定時退庁日

毎週水曜日、毎月19日(はぐみんデー)及び期末手当又は勤勉手当支給日を全庁一斉定時退庁日と定め、庁内放送などを実施して職員に定時退庁を呼びかけています。

### ④『月1はぐみん年休』運動

子の出生時・子育て期の職員は、月1日以上、育児参加・家庭との両立のための年次休暇をとることを推奨しています。



## 5 Q&A

Q1. 職員の妻が産休期間中、男性職員が育児休業を取得することはできますか。

A1. 妻が産休中でも育休を取得することができます。

なお、育休は原則2回まで取得可能であり、この原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで取得できます。

Q2. 夫婦で同時に育児短時間勤務をすることはできますか。

A2. 同時期に育児短時間勤務をすることができます。

また、「職員→配偶者→職員」のように夫婦で時期をずらして交代で育児短時間勤務をすることも可能です。

Q3. 子の看護休暇は、子どもが2人以上いる職員の場合には10日付与されるとききましたが、1人につき10日使用してもよいのでしょうか。また、夫婦とも県職員である場合は付与日数は調整されますか。

A3. 10日以内であれば、対象者ごとの上限日数はありません。また日数の調整はなく、夫婦それぞれに5日(子が2人以上の場合は10日)与えられます。

## 6 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の防犯活動や非行防止、子育て支援活動を行う地域の会や、子ども会、町内会などに、積極的に参加してみましょう。



～参考サイト～

「あい・こどもネット」  
愛知県のNPOなどの団体が実施する子育て支援情報を掲載したサイトです。「父親の子育て」というカテゴリがあり、地域や子どもの年齢から、子育て支援団体・取組を探することができます。

<http://aichi-kodomo.sakura.ne.jp/category/aikodomonet/>

## ☆子育て関連情報のご紹介☆

### ▼はぐみんカード

<https://www.pref.aichi.jp/kosodate/cgi-script/card/premium/index.cgi>

「はぐみん優待ショップ」で、商品の割引や粗品の進呈など、様々な特典が受けられます。

### ▼あいち はぐみんネット

<https://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/>  
愛知県の子育てに関する情報を掲載しています。

▼「子育てハンドブック お父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリケーション  
父親の育児の参考となり、また子どもの成長を記録することができるアプリケーションです。詳しくは、「あいち はぐみんネット」へ

～愛知県福祉局子育て支援課

### ▼NPO 法人ファザリング・ジャパン

<https://fathering.jp/index.html>

“笑っている父親を増やすこと”をミッションに、ファザリングスクールの開催や、「さんきゅーパパプロジェクト」などお父さんの子育て支援事業を実施しています。

おわりにかえて

子育ては、自分ひとりではできるものではありません。パートナーである妻や家族、地域の人、保育所や幼稚園の先生等々、様々な人がかかわりあってできていくものです。

かかわりあってできていくという意味では、仕事や毎日の暮らしと同じ。子育て期間に養ったチームワークや時間管理術、決断力は、これからの大きな資産になること間違いありません。

すべての職員が安心して仕事をしながら子どもを生み育てることができる職場の実現のために、男性職員だけでなく、様々な人に利用していただくと幸いです。

2023年10月  
愛知県人事局人事課